

## グルコン酸カルシウムの指定及び基準、規格の設定等に関する食品健康影響評価の意見聴取について

### 1. 経緯

グルコン酸カルシウムについては飼料添加物として新規に指定することを要望する業者より、有効成分の補給の効果が認められたとして資料が提出された。このことから、平成16年10月4日付けで農材審に諮問がなされ、同審議会飼料分科会安全性部会における審議の結果、当該物質については飼料添加物として指定し、これにかかる「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下、成分規格等省令という。)」を改正し基準、規格の設定を行うことが適当であるとされている。

### 2. 設定等の概要

グルコン酸カルシウムを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準を設定し、成分規格等省令を改正し、並びに飼料の基準・規格を設定する。なお、用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給で、牛等を対象とする飼料とする。

### 3. 今後の方針

このことを受け食品安全委員会に当該物質の指定等に係る食品健康影響評価を意見聴取するものである。評価結果を受けた後に、パブリックコメントとSPS通報で一定期間意見の公募を行い、農業資材審議会飼料分科会において答申を得ることとしている。

## 二ギ酸カリウムの指定及び基準、規格の設定等に関する食品健康影響評価の意見聴取について

### 1. 経緯

二ギ酸カリウムについては飼料添加物として新規に指定することを要望する業者より、栄養成分の有効な利用の促進の効果が認められたとして資料が提出された。このことから、平成16年10月4日付けで農材審に諮問がなされ、同審議会飼料分科会安全性部会効果・安全性委員会及び規格委員会における審議の結果、当該物質については飼料添加物として指定し、これにかかる「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下、成分規格等省令という。）」を改正し基準、規格の設定を行うことが適当であるとされている。

### 2. 設定等の概要

二ギ酸カリウムを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準を設定し、成分規格等省令を改正し、並びに飼料の基準・規格を設定する。なお、用途は飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、種豚育成中のものを除くおおむね70kg以内の豚を対象とする飼料とする。

### 3. 今後の方針

このことを受け食品安全委員会に当該物質の指定等に係る食品健康影響評価を意見聴取するものである。評価結果を受けた後に、パブリックコメントとSPS通報で一定期間意見の公募を行い、農業資材審議会飼料分科会において答申を得ることとしている。

## ギ酸カルシウムの指定及び基準、規格の設定等に関する食品健康影響評価の意見聴取について

### 1. 経緯

ギ酸カルシウムについては飼料添加物として新規に指定することを要望する業者より、栄養成分の有効な利用の促進の効果が認められたとして資料が提出された。このことから、平成13年7月23日付けで農材審に諮問がなされ、同審議会飼料分科会安全性部会効果・安全性委員会及び規格委員会における審議の結果、当該物質については飼料添加物として指定し、これにかかる「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下、成分規格等省令という。）」を改正し基準、規格の設定を行うことが適当であるとされている。

### 2. 設定等の概要

ギ酸カルシウムを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準を設定し、成分規格等省令を改正し、並びに飼料の基準・規格を設定する。なお、用途は飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、種豚育成中のものを除くおおむね70kg以内の豚を対象とする飼料とする。

### 3. 今後の方針

このことを受け食品安全委員会に当該物質の指定等に係る食品健康影響評価を意見聴取するものである。評価結果を受けた後に、パブリックコメントとSPS通報で一定期間意見の公募を行い、農業資材審議会飼料分科会において答申を得ることとしている。